



■ メキシコでの商標権保護

いずれの企業にとっても自社のブランドというものは非常に重要なものであり、企業イメージやブランド力の構築に統一された名称やロゴを用いることが多いと考えます。このようなブランド名やロゴなどを保護する手段の一つとして商標権登録が存在します。商標は、原則、各国で登録する必要があり、日本で登録しているからといって、メキシコでも当然に保護されるわけではありません。メキシコで商標権の保護を受ける場合には、メキシコでの商標登録が必要になります。

メキシコにおける商標制度は、連邦産業財産保護法(Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial)に規定されており、主管官庁は産業財産庁(Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial)です。メキシコの商標制度の特徴は次の通りです。

- ・ 文字や図形といった伝統的な商標のほか、ホログラムや音、匂いなどの新しいタイプの商標登録も認めらる。
- ・ 一出願一区分制。複数区分にまたがる商標を登録する場合は、区分の数だけ出願が必要となる。
- ・ 国籍に関係なく誰でも商標を出願することができる。
(メキシコ非居住者が出願する場合は、メキシコ居住者の代理人を置くことが必要となる。)
- ・ 出願の際に使用できる言語はスペイン語。
- ・ パリ条約やマドリッド協定議定書の締約国であり、パリ条約に基づく優先権を主張した出願や、マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願も可能。
- ・ 権利期間は登録日から10年間、10年ごとの更新が可能。
- ・ 登録から3年目に使用宣誓書の提出が必要。

商標権の権利化(登録)は、原則、出願の順によります。したがって、メキシコでの事業展開やメキシコへの輸出を始める場合には、出来る限り早く商標登録を行うことが推奨されます。事業展開を始めた後に、いざ、メキシコで商標登録をしようとしても、先に、同じあるいは類似する標章が、自身が登録しようとする標章と同一の商品やサービスにおいて登録されている場合、自身の商標登録ができないという事態が生じ得るからです。

ただし、メキシコ国内で第三者が登録した商標と同一または混同を生じさせ得るほどの類似の標章を同じ商品やサービスにおいて、当該登録の出願日、あるいは出願において主張された使用開始日以前に継続的に善意で使用していた場合には、その第三者の商標登録の効力は、この先に使用されていた標章に対しては生じないこととなります。

また、このような場合には、当該登録の無効の訴えを起こすことも可能です。さらに、無効の訴えは、メキシコ国外での継続的使用に基づくことも可能です。ただし、無効を訴える当事者は、自身の標章の使用について、登録商標の出願日または主張された使用開始日以前にメキシコまたは国外において継続的に使用していたことを立証しなければならず、また、この訴えは、当該登録の公告日から5年以内に行わなければなりません。

この他、外国で登録されている商標の商標権者から同意を得ずに、当該商標権者の代理人、法定代理人、利用者、販売業者、その他直接的あるいは間接的に関係のある者が、当該商標メキシコで登録した場合にも、無効の訴えを起こすことができます。

このように、一定の条件を満たす場合には、同一あるいは著しく類似する商標の登録があった場合でも、自身の標章の使用が認められたり、または当該商標に対して無効を訴えたりすることが可能ですが、すべての場合において、これが認められるとは限りませんので、メキシコでの事業展開を行う場合には、早期に商標出願を検討することを推奨します。

■ 2021年10月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則	
10月6日	10月7日	Ley Orgánica del Congreso General de los Estados Unidos Mexicanos	改正
10月14日	10月15日	Ley Orgánica de la Armada de México	制定
10月14日	10月15日	Ley General de Salud	改正
10月20日	10月21日	Ley Orgánica de la Administración Pública Federal	改正
10月21日	10月22日	Ley General para la Igualdad entre Mujeres y Hombres	改正
10月21日	10月22日	Ley General del Equilibrio Ecológico y la Protección al Ambiente	改正
10月22日	10月23日	Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación	改正

■ ご案内

今年も残すところ僅か。来年度の事業計画なども検討され始めたころではないでしょうか。固定費圧縮の一つとして、法律顧問料の見直しはいかがでしょうか。

例えば…

- ・毎月顧問料を払っているけど、実際に相談する案件はあまりない
- ・いつでも相談できる状態は保ちたいが、月々の支出を抑えたい

といった方、個々のご事情に沿った顧問契約を承りますので、お気軽にお問合せください。

弊事務所は顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

- ・法律顧問契約を解約した、顧問先がない
- ・法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc…

といった方、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っておりますので、お気軽にお問合せください。

また、法人のお客様に限らず、個人のお客様にも対応しております。不動産購入、賃貸借トラブル、ビザ手続、証明書申請の代行など、ご不安なことがありましたらご相談ください。

■ 在宅勤務継続のご案内

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止のため、弊事務所では、引き続き、全従業員の在宅勤務を行っております。そのため、ご質問、お問い合わせはメールまたは担当津村までお電話にてご連絡いただけますと幸いです。



TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)

Address

Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección,
Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de
México, México.

Contact



(+52) 55-5464-2616



info@tnygroup.biz



<https://www.tny-mexico.com>